

登別市ホームページ広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、登別市ホームページ（以下「ホームページ」という。）のバナー広告（以下「広告」という。）掲載に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

- (1) ホームページ 市が管理するホームページのことをいう。
- (2) バナー広告 ホームページ内に表示される広告画像で、広告主が指定するウェブページにリンクする機能を有するものとする。

(目的)

第3条 ホームページの広告掲載は、市の新たな財源を確保するとともに市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(広告掲載の基本原則)

第4条 ホームページに掲載する広告は、地域社会及び地域経済の健全な発展に資するため、次の事項を基本原則とする。

- (1) 公正で真実なものであること。
- (2) 広告の受け手に、いかなる不利益を与えることのないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。
- (5) 関係法規及び社会秩序を遵守したものであること。

(広告主の範囲と優先順位)

第5条 ホームページに広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）は、原則として本・支店、営業所等が登別市内にあるものとする。ただし、公共性の高いものを優先させることとし、その優先順位は次のとおりとする。

優先順位	広告主
1	ホームページに掲載する内容に関わりのあるもの
2	市民生活に関わりが深いもの

(掲載しない広告)

第6条 ホームページに掲載しない広告は、その内容が第4条に規定する基本原則に反するもののほか、次に掲げるものとする。

- (1) 広告主の代表者などの写真が主なもの
- (2) 意見広告に関するもの

- (3) 選挙に関するもの
 - (4) 政党、政治団体又は宗教に関するもの
 - (5) 個人又は法人の名刺広告
 - (6) 医療法（昭和23年法律第205号）、薬事法（昭和35年法律第145号）などの法律に抵触するもの
 - (7) 貸金など、いわゆる「町の金融」に関するもの
 - (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定めるもの
 - (9) その他これらに属さないもので、社会通念上掲載にふさわしくないと市長が認めたもの
- （広告募集の方法）

第7条 広告は広告代理店を業とする者（以下「取扱業者」という。）に請け負わせる方法により募集するものとする。

2 広告募集の告知は、適宜広報誌またはその他適当な方法により行う。

（広告掲載料）

第8条 広告の掲載料は、別に定める。

（広告の掲載位置等）

第9条 広告掲載する位置は、原則としてホームページのトップページで登別市が指定する位置とし広告枠数は最大6枠とする。

（広告の規格及び制限）

第10条 掲載する広告の規格は次のとおりとする。

(1) 規格（1枠） 縦60ピクセル×横170ピクセル GIF又はJPEGによる静止画

(2) 制限 Java及びJavaScriptを使用したもの及び高速振動、高速点滅イメージ、アラートマークのようなエラー表示イメージのものは使用不可とし、ループは最長5秒で、その後停止すること

（広告データの提出期限、掲載の承認）

第11条 取扱業者は、市が指定する期日までに広告データを提出し、市の承認を受けなければならない。

2 広告データを作成するにあたっては、取扱業者は広告のデザインに関して事前に市と協議しなければならない。

（広告の掲載期間）

第12条 広告を掲載する期間は、原則として1カ月単位で12カ月を限度とするが更新を妨げない。

（広告内容等の変更、取消）

第13条 登別市は、広告の内容、デザイン及びリンク先のWEBページ内容等が

各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、またはこの要綱等に抵触していると判断したときは、取扱業者に対して広告の内容等の変更を求めることができる。なお、これに従わないときは、広告の承認を取り消すことができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。